

個人情報保護委員会議事運営規程

平成28年1月26日  
個人情報保護委員会決定  
最終改正令和4年 月 日

(趣旨)

第1条 個人情報保護委員会の会議（以下「会議」という。）の運営に関する手続は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(議長)

第2条 会議は、委員長がその議長となる。

2 委員長に事故があるときは、個人情報保護法第135条第2項に定める委員が議長となる。

(会議の開催)

第3条 会議は、委員長が召集する。

2 委員長は、会議を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りではない。

3 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。この場合においては、委員長は次の会議において、その結果を事務局職員に報告させなければならない。

4 前項の規定に基づき審議を行う場合において、委員会の議決を要する議題があるときは、委員長は、当該議題に関する資料を委員に送付してその意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって、委員会の議決とすることができる。

5 委員は、事故のため会議に出席できないときは、その旨を委員長に届け出なければならない。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開しない。

(幹事)

第5条 事務局長は、会議の幹事となり、議長を助け、会議の進行の補助に関する事務をつかさどる。

2 事務局長に事故があるときは、事務局次長、審議官、総務課長の順に前項に規定する事務局長の職務を代行する。

(議案)

第6条 会議に提出される議案は、次の二種とする。

(1) 議決案(委員会決定を必要とする議案)

(2) その他の案件

2 事務局長は、会議に提出される議案については、その内容を整理するとともに、必要があると認めるときは参考資料を付して、会議に提出しなければならない。

(職員の出席)

第7条 会議には、事務局長、事務局次長、審議官及び総務課長のほか、議案に関係のある事務局職員であつて議長が指名する者が出席するものとする。

(専門委員の出席)

第8条 会議には、議長が指名する専門委員を出席させることができるものとする。

(関係行政機関の職員等の出席)

第9条 委員会は、議案の審議に必要な関係行政機関の職員に対し、会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事録)

第10条 事務局長は、会議の審議過程を明らかにするため、議事録を作成し、総務課においてこれを保管する。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 会議の日時

(2) 会議の場所

(3) 会議の出席者

(4) 議事の概要

(委員等の除斥)

第11条 委員会は、委員が次に掲げる場合に該当するときは、該当する議案の審議に当たり当該委員を退室させるものとする。

(1) 審議の対象となる個別の事業者、地方公共団体その他の機関(以下この条において「審議対象機関」という。)から、申告対象期間(委員会開催日の属する年度を含む過去3年度をいう。以下同じ。)の各年度において新たに取得した金品等の企業ごとの金額(金品に換算した金額を含む。)が、次に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ次に定める金額のいずれかを超える場合

① 役員・顧問職等としての報酬 100万円

- ② 株式利益（配当や売却益の総和） 100 万円
  - ③ 特許使用料 100 万円
  - ④ 会議講演料、日当等 100 万円
  - ⑤ 原稿料 100 万円
  - ⑥ 課題当たり研究費（受託費、奨学寄附金、委任経理金等） 200 万円
  - ⑦ 寄附金総額 200 万円
  - ⑧ 上記以外の金品等 5 万円
- (2) 審議対象機関の株式の保有割合が全株式の 5 % 以上である場合
  - (3) 申告対象期間中に、審議対象機関の役員等に就任していた又は就任している場合
  - (4) その他審議の中立公正を害するおそれがあると認められる場合
- 2 委員は、この決定の適用の日以後初めて委員会が開催される日（適用の日以降新たに任命された委員については、任命された日以後初めて委員会が開催される日の一週間前）までに、委員長あてに確認書（別紙）を提出するものとする。
- 3 委員は、前項の規定に基づき確認書を提出した後に当該確認書の内容に変更があった場合には、速やかに委員長あてにその旨を記載した確認書を提出するものとする。

（細目の委任）

第 12 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関する手続の細目については、委員長が定める。

附 則

この決定は、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

（中略）

附 則

この決定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

## 確認書

個人情報保護委員会委員長 殿

私〇〇 〇〇は、個人情報保護委員会議事運営規程（平成 28 年 1 月 26 日個人情報保護委員会決定）に従って、下記のとおり事実関係を確認しましたのでお伝えします。

### 記

1. 申告対象期間（委員会開催日の属する年度を含む過去 3 年度をいう。以下同じ。）の各年度において、特定の事業者、地方公共団体その他の機関（以下「事業者等」という。）ごとに、以下の項目の区分に応じそれぞれ次に定める額を超える金品等を

受け取っていない

受け取っている（該当番号：\_\_\_\_ 事業者等の名称：\_\_\_\_\_）

- ① 役員・顧問職等としての報酬 100 万円
- ② 株式利益（配当や売却益の総和） 100 万円
- ③ 特許使用料 100 万円
- ④ 会議講演料、日当等 100 万円
- ⑤ 原稿料 100 万円
- ⑥ 課題当たり研究費（受託費、奨学寄附金、委任経理金等） 200 万円
- ⑦ 寄附金総額 200 万円
- ⑧ 上記以外の金品等 5 万円

2. 特定の事業者の株式の保有割合が全株式の 5 % 以上である

はい（事業者の名称 \_\_\_\_\_）

いいえ

3. 申告対象期間中に、特定の事業者等の役員等に就任していた又は就任している

はい（事業者等の名称：\_\_\_\_\_ 役職名：\_\_\_\_\_）

いいえ

4. その他審議の中立公正を害するおそれがあると考えられる事情

[ \_\_\_\_\_ ]

（西暦）〇〇年〇月〇日

（委員氏名）〇〇 〇〇